

保護者の皆様へ

東京都立町田の丘学園校長
緒方 直彦
(公印省略)

就学奨励費受給にかかる申請書・領収書の提出について（令和 2 年度第 1 回）

支弁区分認定前ですが、学用品費等の申請について、下記のとおりお知らせいたします。
保護者が購入した学用品等について、下記の費用が就学奨励費の支給対象となっていますので、申請を希望される方は、期限までに提出をお願いいたします。
なお、申請書とレシートを提出していただいたものについては、限度額までの支給となります。

記

1 提出書類及び対象者

(1) 令和 2 年度入学生

- ア 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の受給にかかる申請書
- イ レシート提出台紙（新入学児童生徒学用品・通学用品購入費申請用）

(2) 全学年児童・生徒（令和 2 年度入学生も含む）

- ア 学用品・通学用品購入費の受給にかかる申請書
- イ レシート提出台紙（学用品・通学用品購入費申請用）

2 購入対象期間

| 区分 | | 対象者 | 購入対象期間 |
|--------------------|------|--|--|
| 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 | 学用品 | 令和 2 年度入学生 ※ただし、 <u>生活保護費の入学準備金の受給者は支給対象外</u> | 令和 2 年 2 月 1 日～令和 2 年 6 月 30 日 |
| | 通学用品 | | |
| 学用品・通学用品購入費 | 学用品 | 全学年生徒 | ○令和 2 年度入学生 令和 2 年 2 月 1 日～令和 2 年 6 月 30 日 ○令和 2 年度入学生以外 令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 6 月 30 日 |
| | 通学用品 | 全学年生徒 ※ただし、 <u>生活保護費の入学準備金の受給者は支給対象外</u> | |

※ 支給対象となる学部・学年、対象となる物品、支給限度額など決まっておりますので、申請書及び記入例をよく読んで記入してください。

また、支給対象となる品目は申請書の裏面に記載されている品目を参考としてください。

特に、品目については、レシートに書かれている購入品名を記入するのではなく、申請書の裏面に記載されている品目の中から該当するものを選んで記載してください。

3 提出期限

令和 2 年 7 月 1 日（水曜日）厳守

（公平性確保のため、期限を過ぎての提出は受領できません。）

4 提出方法及び提出先

本紙が入っている封筒に必要書類をすべて入れ、のり等で厳封してから担任へ提出してください。

5 注意事項等

- (1) 提出時期ごとに「購入対象期間」が設けられています。今回購入対象期間となっているものを次回（12月1日締切）に提出することはできません。
- (2) 令和2年度入学生のみ対象の「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の受給にかかる申請書」の提出は、今回しかできません。
- (3) 今回のお知らせは全保護者へ配布しています。就学奨励費の受給にかかる届出書（令和2年度入学生は申請書）の「受給等選択欄」で「イ」、「ウ」を選択した方は、この通知の対象外です。また、就学奨励費関係書類が未提出の方は、原則として受給できません。
- (4) 支弁区分認定後、支弁区分がⅠ段階の方は全額、Ⅱ段階の方は半額を、定められた限度額まで実費を支給いたします。
- (5) 購入日・品目・価格の記載のない領収書・レシートでは原則として支給できません。
- (6) 申請用紙、レシート提出台紙が足りない場合は各自でコピーしていただくか、下記担当まで御連絡ください。複数枚使用する場合は、受給にかかる申請書の紙面右下部項目を記入してください。（記入例参照）
- (7) レシートに品名の表示がないものは、保護者が記入してください。
- (8) 1枚のレシートで兄弟・姉妹の分をまとめて購入されたときは、レシートの対象物品に対象者名を記入して、学年が下の方の台紙に貼り付けてください。
学年が上の方の申請書備考欄には、レシートを提出した弟・妹の学部・学年・氏名を記入してください。
- (9) 通信販売等でクレジットカードを利用し、領収書又はレシートが発行されない場合、カード利用控えを（①支払品目、②金額、③購入日（又は支払日、決済日）の全てが確認できれば）レシートの代わりとして添付してください。

支給額の実例

学用品購入費で
10,000円の
申請書を提出
した場合・・・

*ただし、申請した品物がすべて支給対象品目の場合

Ⅰ段階の方
10,000円

Ⅱ段階の方
5,000円

Ⅲ段階の方
支給されません

【担当】

都立町田の丘学園経営企画室

土屋・上田

電話 042-737-0570